

石教互第47号
平成28年7月7日

所 属 所 長 様

一般財団法人石川県教職員互助会
理 事 長 田 中 新 太 郎
(公 印 省 略)

教職員互助会モニターの再募集について

日頃から教職員互助会事業にご理解・ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。
さて、平成28年6月20日付け石教互第40号で通知した「教職員互助会モニター」の募集について、募集定員に余裕があります。
については、下記のとおり再募集しますので、会員の皆様に周知願います。

記

1 モニターの概要

別添1 「平成28年度石川県教職員互助会モニターについて」のとおり。

2 選任の区分

会員から、原則次の区分により選任する。ただし、選任区分ごとの定数を超えて応募があった場合は、抽選により選任する。

選任区分	定数(人数)	選任区分	定数(人数)
小中学校	小松教育事務所管内	4名以内	特別支援学校
	金沢教育事務所管内	9名以内	高等学校
	中能登教育事務所管内	2名以内	教育委員会事務局等
	奥能登教育事務所管内	1名以内	合計 24名以内

3 応募方法等

別添2 「モニター申込書」に所定の事項を記入のうえ、事務局まで提出願います。
申込書は教職員互助会ホームページの「お知らせ」又は、スマートスクールネットからもダウンロードできます。

4 締切日

平成28年7月20日(水)

(事務担当)
教職員互助会事務局
担当 鷹野
TEL 076-225-1848
FAX 076-225-1977

平成28年度石川県教職員互助会モニターについて

1 目的

会員の意見を聴取し、互助会事業の充実を図る。

2 モニターの職務

互助会事業に関して研究・検討したうえで、モニターミーティングに出席し、意見交換を行う。

3 モニターミーティングの開催予定

日時 平成28年8月25日（木）14：00～（2時間程度）

場所 県庁行政庁舎8階 801会議室

※事前に、互助会に対する意見・質問などを提出いただき、ご意見を踏まえて当日協議していただくテーマを設定する。

4 会議出席に係る服務上の取り扱い

・県所管の学校等については職務に専念する義務の免除に該当（職務に専念する義務の特例に関する規則（昭和30年石川県人事委員会規則第5号）第9号に規定する事由）

・市町所管の学校等については市町教育委員会にご確認ください。

5 報酬等

支給しない。ただしモニターミーティング出席に係る旅費は支給する。

6 任期

選任の日から当該年度末日まで。ただし、任期区分以外の勤務地に異動があったとき、または会員の資格を失ったときは、その日に任期を終えることとする。

(参考)平成27年度モニターミーティングについて

1 モニターミーティングの開催

日時 平成27年8月21日（金）14：00～15：35

場所 県庁行政庁舎14階 1405会議室

2 意見を取り入れて改善された事例

（意見）事業のお知らせの用紙を簡素化し、経費を節約できないか。

（改善）H27年11月、スマートスクールネットが利用できるようになったため、「事業のお知らせ」はスマートスクールネット及びHPでPDFを掲載。

（意見）表紙に挿絵を入れるなど、楽しい気分にさせる工夫をしてはどうか。

（改善）施設利用券つづりの表紙に挿絵を挿入。

3 モニターミーティングの概要

別紙「平成27年度教職員互助会モニターミーティングの概要について」を参照。